【1989 年 3 月 6 日】年金開始年齢の 65 歳への繰り延べ、大幅な保険料引き上げなどに対する反対(総理大臣宛)

全日本民間労働組合連合会、日本労働組合総評議会、友愛会議、中立労組連絡会

平成元年3月6日

内閣総理大臣 竹下 登 殿

全日本民間労働組合連合会会長堅山利文日本労働組合総評議会議長黒川武友愛会議議長宇佐美忠信中立労組連絡会議長藁科満治

要請書

私たち労働団体は、厚生年金支給開始年齢の 65 歳への繰り延べ、大幅な保険料引き上げなど、年金審議会における強引な答申とりまとめを受けて、多くの反対の声を無視し、年金改悪を政府が強行しようとしていることは到底納得できません。強く抗議するものであります。政府は、今国会への関連法案の上程をとりやめ、広く国民合意を形成するため、さらに慎重審議を行うよう要請いたします。

公的年金は、老後生活における所得保障の主柱をなすものであり、今こそ政府は、年金制度に対する国民の不安感を解消し、勤労国民の期待にこたえ、老後の生活にゆとりと豊かさをもたらす制度の抜本改革を断行すべきであります。

しかるに、今回政府が国会に上程し成立をめざそうとしている年金制度改正関連法案は、 勤労国民の期待と信頼を裏切るばかりか、多大な負担を強要するものとなっています。厚 生年金支給開始年齢の繰り延べと大幅な保険料引上げなどについては直ちに撤回するとと もに、下記の各項目の実現をはかるよう強く要求いたします。

1.支給開始年齢の繰り延べについて

退職年齢と年金支給開始年齢の結合を前提に、60歳以上のきびしい雇用・労働条件を 考慮して、今後とも60歳定年制の定着と60歳前半層の雇用確保で年金制度と老後所得 の安定をはかり、65歳への繰り延べは絶対行わないこと。 厚生年金の第3種被保険者については、雇用・労働条件の特殊性を考慮し、現行の55歳支給を維持すること。

2. 厚生年金の保険料引き上げについて

厚生年金の大幅な保険料の引き上げは国民生活に多大な負担を強要するものであり撤回すること。

保険料の負担割合は、段階的に労働者 3、使用者 7 の割合に変更し、将来の被保険者の負担を軽減すること。

基礎年金の拠出金算定(免除者、滞納者の除外問題)の改善により、保険料の負担増 を軽減すること。

3. 基礎年金の改善について

基礎年金に一定の最低保障額を設けるとともに、老齢基礎年金は、老後生活のための 基礎的な所得を保障する給付水準を引き上げること。

基礎年金への国民負担率を段階的に2分の1ないし3分の2に引き上げ、保険料負担 増の軽減、無年金者の解消をはかること。

基礎年金の拠出金算定対象者の不合理性(免除者、滞納者の除外)を是正し、被用者 年金からの超過拠出金をなくすこと。

4. 学生等の強制適用について

20 歳以上の学生、20 歳未満の自営業者の適用問題は、強制加入とし、学生の保険料のあり方については保険料免除(国庫負担分)制度と保険料後納制度の組合せなど考えられるさまざまな取り組みを行い、親への保険料納入や学生への加重負担を避けるべきである

なお、保険料支払いにあたっては、無利子の貸付制度などの併用を十分検討すること。

5.被用者年金制度の制度間調整について

年金の一元化の具体的内容とプロセスを早急に明らかにし、「新たな単一の被用者年金制度」の創設にあたっては、厚生年金の負担増につながる財政調整を行わないこと。

鉄道共済年金問題は、基本的に公的年金一元化問題とは別問題であり、1990年度以降については、組合員の過度な負担に配慮し、国と清算事業団の責任と負担を明らかにすることを基本に、加えてJR 各社の自助努力で対処すること。

鉄道共済年金救済については、その責任と負担の所在が明確にされておらず、また共済年金と厚生年金との制度上・実態上の不均衡が残されている段階で、厚生年金からの財政拠出は行わないこと。